

公益財団法人豊田市学校給食協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人豊田市学校給食協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所を愛知県豊田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、成長期における児童生徒にとって、知育、徳育及び体育の基礎となるべき食育を推進し、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基礎を築くため、豊田市内の小学校、中学校等における給食事業等を実施することにより、児童生徒の健全な心身の発達と豊かな食生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食育に関する普及啓発と給食を機会とした食育推進事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、豊田市内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

(1) 別表に定める財産

(2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(寄附財産の使用又は処分)

第6条 この法人が寄附を受けた財産については、寄附をした者がその用途を定めた場合を除き、第4条の公益目的事業に使用するものとする。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会が別に定めるところによる。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、当該事業年度が終了するまでの間、この法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を、定時評議員会の開催日の2週間前の日から5年間、事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項に掲げる書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出するものとする。

5 この法人は、定時評議員会の終結後遅滞なく、第50条に定める方法により、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、評議員会の決議を経なければならない。

(会計の原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員の定員)

第15条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局職員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員)につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第18条 評議員に対して、日ごとに一人日額10,000円を超えない範囲で、評議員会が別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、評議員に通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中からその都度互選によ

り選出する。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員1名及び理事1名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長又は常務理事を1名置く。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長又は常務理事をもって法人法第197条で準用する法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執

行する。

- 3 副理事長又は常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行し、この法人の業務を執行する。
- 4 副理事長又は常務理事に事故があるとき、若しくは副理事長又は常務理事が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 5 前3項において業務を執行した理事は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を評議員会及び理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事が理事会を招集すること。
- (5) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権限義務を有する。

(役員の解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、評議員会が別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第34条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第35条 この法人は、役員等の法人法第198条において準用する法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員（法人法第198条で準用する法人法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事及び法人法第115条第1項に規定する外部監事をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を予め締結することができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な職員の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備

(6) 第35条第1項の責任の免除

(開催)

第38条 理事会は、定期理事会として毎年度2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は常務理事が理事会を招集する。

3 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠席した場合は、副理事長又は常務理事が当たるものとする。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠席した場合には、出席した理事及び監事が同項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議

を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、豊田市に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、豊田市に贈与するものとする。

第9章 職員

（配置等）

第48条 この法人の事務を処理するため、職員を配置する。

2 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

3 職員に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 情報公開

（情報公開）

第49条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第50条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

（委任）

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、塚田宏之（理事長）とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

笠井 保弘

中島 敬康

藤村 信治

渡邊 英夫

加藤 肇

大澤 六也

附 則

この定款は、平成27年6月18日から施行し、変更後の公益財団法人豊田市学校給食協会定款の規定は、同年6月1日から適用する。

別表（第5条関係）

財産種別	金 額
定期預金	10,000,000円